



僕の名前は「なごワン」。
消費生活Q&Aを紹介するワン。



消費生活Q&A 訴訟最終告知のハガキ

Q  (安 しん子ちゃん)


なごワン！「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のハガキが法務省管轄支局から届いたけど、どうしたらいいの？
財産を差し押さえするって書いてあるし、取り下げ期日も今日になってるよ。どうしよう。すぐに問い合わせ窓口に電話したらいいかな？

A  (なごワン)

ハガキに書いてある番号に電話をかけたらダメだワン！電話をかけたら多額のお金を請求されたりするワン。今、ハガキによる架空請求の相談が増えているワン。法務省に管轄支局はないし、訴訟の通知はハガキで来ることはないワン。身に覚えのない訴訟に関するハガキには対応しないようにするワン。

Q  (安 しん子ちゃん)

そうなんだ。でもそのままにしておくのもちょっと心配だな。大丈夫かな？

A  (なごワン)

心配な時は和水町総務課の消費生活相談窓口や警察に相談するといいワン。
架空請求に騙されないためには、以下のことが大事だワン。

- ・身に覚えがない時は、書いてある番号に電話をかけない。
- ・相手先の名前から電話番号を調べてみる。
- ・相手先のホームページを検索してみる。
- ・少しでも怪しいと思ったら**和水町総務課 消費生活相談窓口**に相談する。

**電話をせず、
無視してください！**

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(す)4623

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年5月2日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関4-1-9

お問合せ窓口 03-6907-1392

受付時間9:00～19:00